

9 番 9 番議員、小田眞一です。通告に従い、災害対策基本法の一部改正に基づく当町の災害時における避難行動困難者への支援対策について質問いたします。

災害対策基本法は、昭和34年に発生した伊勢湾台風による多数の犠牲者と多額な物的損害を生じたことを景気に昭和36に公布されて、その後平成7年に発生した阪神淡路大震災の同年6月及び12月の2度にわたって大幅な改正がなされて、このたびは3年前の東日本大震災を受けて平成24年の6月に、さらに引き続いて昨年の6月にも改正され、今回で施行以来4回目の改正が行われたということになります。

今回の東日本大震災では周知のとおり深刻な被害が発生し、加えて原子力発電所の事故による災害が重なるなど未曾有の広域複合災害となり、さらに災害時において災害復旧被災者支援等の最前線に立つべき地方公共団体についても、東日本の太平洋岸に位置する多くの市町村では職員、庁舎ともに被災し、著しく行政機能が低下し、災害応急対策、被災者支援に支障が生じるなど想定外の被害が生じました。

当町は国が想定している首都直下地震及び南海トラフ巨大地震や富士山などの火山噴火にも決して無縁の地域ではなく、さらに神奈川県西部地震、また酒匂川、川音川の氾濫などの豪雨災害なども想定されており、早急に防災・減災対策の充実強化を図る必要に迫られています。

そこで昨年6月21日に公布された一部改正法の中でも、公布の日から1年以内に政令で定める日から施行することを市町村に対して義務化された避難行動困難者要支援名簿に関係する次のことを質問しながら、災害時の避難困難者に対する町の実行性のある対応策を求めるとともに、その見解をお聞きいたします。

1、大井町災害時要援護者支援制度と災害対策基本法の一部改正に基づく避難行動要支援者対策との整合性についてお伺いいたします。昨年の6月に市町村に策定が義務化された避難行動要支援者名簿と、既に当町で実施されている大井町災害時要援護者支援制度での要援護者名簿とは、その対象者の守備範囲や基準そして内容が少々異なるのではないかと私は理解しております。

つまり既に実施されている大井町災害時要援護者支援制度における要援護者名簿は、平常時においても名簿を支援関係者に提供することに同意した方々であり、希望者を募った、いわゆる手挙げ方式と言われているものではないかと思えます。これに対して、今回一部改正による避難行動要支援者名簿では、対象者となる方全員に個別に確認をもらう同意方式による名簿作成を求めているものではないかと理解しております。

つまり改正法では平常時の名簿情報の提供先の選択を含めた同意が必要となるため、既に現在災害時要援護者支援制度へ協力している方々につきましても名簿情報の提供先の再確認が必要になるであろうと思います。災害時は、発災が予知され避難行動要支援者の生命または身体を保護するために、特に必要がある場合には町長は名簿情報の提供の同意の有無にかかわらず避難支援等の実施に必要な限度で避難支援関係者その他の者にその名簿情報の提供が可能になるなど、大井町地域防災計画も含めて一部修正する必要があるのではなかろうかと思っております。両者の法的な整合性も含めて、これらの取り組み方針について町の見解をお聞きいたします。

2つ目、災害時の避難行動要支援者の対応はどのようになされるのか。避難方法、避難場所以降の福祉避難場所の整備等についてお聞きいたします。避難行動要支援者は当然自力では避難が困難な方々であり、何らかの支援を必要としています。その避難方法や避難場所でのケアの必要性など特に配慮が必要となることが想定されます。他市町村では、近隣の医療施設や福祉施設などと災害時協定を締結し、災害時における要支援者の受け入れ態勢を整備し始めているようですが、こうした課題にどのように対応しようと考えているのでしょうか。

3つ目、名簿提供の不同意者を含む避難行動要支援者名簿情報の更新、提供と共有、漏えい防止、バックアップ体制など、その適性管理体制について伺います。改正法では、市町村長は名簿情報を提供するときは地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、また名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、またはこれらの者であったものは正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないと、その秘密保持を規定しています。また当該名簿情報の更新方法や被災等によって消失に備えバックアップ体制の確保も求められると考えるが、こうした名簿情報の適正管理に関する見解をお聞きいたします。

4つ目、避難行動要支援者の個別避難計画策定の必要性についてであります。公表されている内閣府の取り組み指針によれば、「災害時の避難支援者等を実行性のあるものとするため、全体計画に加え避難行動要支援者名簿の作成に合わせて平常時から個別計画の策定を進めることが適切であり、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら実行性のある避難支援等がなされるように個別計画を策定することが求められる。市町村には必要な対応をとられたい。」と、このよう

なことが書かれていました。大井町地域防災計画では、災害時要援護者の個別避難計画策定の必要性が書かれておりますが、現況並びに取り組みへの見解を伺います。

5つ目、町の総合防災訓練にあわせ、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援などの訓練の必要性についてはどのように考えますでしょうか。災害時に備えて名簿情報を提供することに同意された災害時要援護者の支援体制の実行性を高めるためには、支援関係者による研修や訓練が必要だろうと思います。課題や改良点を発見するためにも、例えば総合防災訓練に合わせて実施するのはどうかと思います。見解をお伺いいたします。以上5項目にわたり登壇しての質問といたします。

議
町

長 町長。

長 通告5番 小田眞一議員の災害時の避難困難者支援対策についてという御質問で、詳細にわたって5点頂戴しておるわけですが、先ほども伊藤議員の御質問にあったわけですが、東日本大震災から3年が経とうとしてるわけですが、被害の惨状については語るまでもございませんが、被災地はまだまだ復興途上にあるということで、早期の復興を願うところでございますし、幾たびかの大地震を踏まえて、我が国の災害対策基本法も変わってまいったわけでございます。

国では昨年6月に災害対策基本法の改正がされましたが、災害に対する即応力の強化や、町民の避難に関することから平常時の防災への取り組みまで広範囲に及んでいるわけですが、大井町におきましても県西部地震などの地震災害が懸念されており、自治体などのさらなる責務の高まりを承知しておるところでございます。

その中で1点目の「大井町災害時要援護者支援制度と災害対策基本法の一部改正に基づく避難行動要支援者対策との整合は」という御質問でございますが、本町におきましては平成19年度より「大井町災害時要援護者支援制度」を実施しておるわけですが、小田議員も御存じと存じますが、この制度は自力で避難することが困難な方を対象として、登録を希望される方に申請していただく手挙げ方式を採用したわけでございます。民生委員、児童委員の御協力のもと、制度の普及に今まで努めてまいったところでございます。

また登録された個別支援計画につきましては、登録者の同意を得た上で自治会や消防などの関係機関への情報提供を図り、地域での取り組みへの活用をお願いしているという状況でございます。ちなみに平成26年2月末現在の登録者数は208名となっております。

個人情報保護を考慮した手挙げ方式につきましては、制度の存在や必

要性が理解されにくく、十分に要援護者の情報を収集できないといった短所があります。本町におきましても、制度周知や登録勧奨については制度発足以来の課題となっております。

今回の災害対策基本法の改正に伴いまして、要援護者登録をしていない方で要援護者と同等の介護認定や障害認定を受けている方につきましては、個人情報の目的外利用が可能となり、町は関係部局が把握している情報を収集し、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられたわけでございます。

この名簿を整備することによりまして、従来の要援護者支援制度登録者以外の支援が必要な対象者の把握も可能となりました。しかしながら、認定の要件に満たない要援護者の把握も重要であることから、従来の「要援護者支援制度登録者名簿」と新たに情報収集することにより作成する「避難行動要支援者名簿」を突合し、実行性のある避難支援がなされるよう、法に基づき適切な運用を検討してまいりたいという考えでございます。

2点目の御質問でございますが、一般の避難所においては、必ずしも介護を必要とする高齢者や障害者に配慮した構造にはなっておりません。そのため要援護者に配慮したバリアフリーの避難所の必要性が想定され、自治体で高齢者施設や障害者施設等と協定を締結する動きが進んでおります。

本町におきましても、その必要性を考え、関係部局で検討を進めておりますが、避難後の生活に関しても安心できる要援護者に配慮された既存の施設となりますと、町内においては、そのような施設が充実しているわけではございません。

町内の高齢者施設等が適切と認識はしておりますが、災害発災時には従来の施設機能が損なわれないよう配慮する必要もあり、運用に関しては難しいところがございます。また、受け入れ可能人数や備蓄品の保管スペース等、受け入れ側の要件も考慮する必要があることから、今後、福祉避難所の整備については入念な調査と調整を進めていきたいという考えでございます。災害発生後、直接に要援護者を福祉施設に受け入れられるような、そういった体制も検討していかなければならないという状況でございます。

そのような中で、現状での対応といたしましては、各広域避難所において、要援護者の方については体育館ではなく別の教室など生活条件のよい場所を開放することも想定をしております。いずれにしましても、これらの状況をあわせて要援護者にとってよりよい体制を検討していかなければ

ればならないかと思ひますし、健常者の避難も大変な状況でございますし、それはバリアフリー化もしていかなければならないわけでございますし、この辺のところは総合的に検討をしなければならない課題の一つというように考えるところでございます。

3点目の「名簿情報の更新・提供と共有・漏えい防止策・バックアップ体制など適正管理体制は」との御質問でございますが、従来の要援護者支援制度におきましては、年1回、民生委員、児童委員の皆様の御協力を得て内容の更新を行っており、更新されたデータにつきましては電子媒体及び紙ベースにて管理をしております。

今後も、新たに要援護者の対象となられる方や、当初台帳に同意されなかった方でも、災害時に支援が必要と思われる方については、民生委員や地域の協力を得ながら台帳登録を進めてまいりたいという考えでございます。

また、登録者の同意を得て関係機関への情報提供を行っており、情報提供に際しましては厳重に情報の保管の徹底をお願いいたし、消防本部につきましては行政専用ランを利用して漏えい防止に努めております。

「避難行動要支援者名簿」につきましても、災害時要援護者名簿同様の管理を行う所存でございます。関係機関への情報提供に同意しない方にしましては、町の名簿登録のみを行っている状況でございますが、登録自体を望まない要援護者につきましては、民生委員、児童委員が把握している状況でございます。

災害時においては不同意者を含む名簿を関係機関に提供することができることから、これらの情報を含む「避難行動要支援者名簿」の整備と同時に、名簿の返却等の情報管理の具体的な措置を講ずる必要があると考えるところであります。

4点目の御質問でございますが、災害対策基本法の改正を受けまして、内閣府及び消防庁から避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が技術的助言として示されました。その中で、「避難行動要支援者名簿」の作成に合わせて、平常時から個別計画の策定を進めることが適切であるとされており、個別計画には避難支援を行う者や避難場所や避難経路等が具体的な計画として例示されています。

現状の災害時要援護者制度の個別支援計画を例にとっても、災害時に支援をする地域支援者の登録のない方が全体の4分の1を占めておりまして、個別計画の策定には地域の方の御理解と御協力が不可欠であることは明らかで、民生委員、児童委員や自治会等また自主防災等との連携を深め、地域の防災力を高めることも大変重要という考えでございます。そ

の上で、個別支援計画作成に向け具体的な同意確認等を検討していかなければならないというように考えております。

今後は、災害時における要援護者の避難支援についての全体的な考え方を示した全体計画、そして要援護者名簿の作成に合わせまして、平常時から要援護者一人一人に合った個別計画の策定を進めることが肝要だと考えておるところでございます。

したがいまして、要援護者の避難支援を行う関係者が常に連携して個別計画の策定を進めるため、その周知啓発、そして策定支援を行ってまいりたいという考えでございます。

最後に「町の総合防災訓練に合わせ災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援などの訓練の必要性は」との御質問でございますが、議員御指摘のとおり要援護者の方々への対応は重要であるわけでございます。災害対策基本法の改正によりまして高まったと感ずるところでございますが、8月に実施しております総合防災訓練において、昨年については悪天候だったため一部縮小されたりといったことがあるわけでございますが、机などの下にもぐり、揺れがおさまるまで自分の安全を確保する行動訓練であります「シェイクアウト」や、安否確認訓練、無線通信訓練などの各種訓練を一時避難場所等で行っていただいております。

さきに御説明申し上げました「避難行動要支援者名簿」について同意していただいた方々については、自主防災組織を含む関係機関へも提供されております。この名簿をもとに、自主防災組織だけではなく民生委員や地域の協力を得ながら要援護者の方々との訓練が実施できるよう努めるとともに、その訓練の実効性を検証していきたいと思っております。要援護者の方々についても、「避難行動要支援者名簿」への登載や情報提供に同意いただけるよう、あわせて周知をしてまいる必要があろうというように考えておるところでございます。

災害対策基本法で変わったことも重々承知しておりますし、それに合わせるような対応をしていかなければならないわけでございますし、また当然この方々を支援するよう、それをサポートする方々がなくてはならないわけでございますし、また避難所も別に設定するようなことも考えていかなければならない、各方面から検討していく必要があるということでございますし、そういうような権限を町にもようやく来たということでございますので、法改正を契機にさらに一步、二歩進めてまいりたいと考えるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

9 番 総論的に私が質問した趣旨というのでは通じているのかと思っておりますけれども、まだ時間は十分ありますので細部にわたって確認の意味で再質問

させていただきます。ずっと全部聞いちゃったんで、また同じことを質問するかもしれませんが、お許してください。

一問一答でお願いしたいと思います。まず1つ目に、今回の改正による避難行動要支援者と既にやっている大井町の災害時要援護者支援制度における名簿、先ほど私冒頭、中身が違ようなニュアンスはあるんですけどっていう質問しました。町ではその辺どのように考えていらっしゃるかということを最初にお聞きいたします。

介護福祉課長 新しい制度につきましては、現在の要支援者制度との違いについて確認しました。その中で、先ほど、まず第1番目は不同意者に関する名簿を関係機関に発災時に、また発災のおそれがある場合には提供できるということが可能になったということと、それとまた事前情報の提出先、こちらに関しまして県警察、そして町社協、町社会福祉協議会です、こちらにも情報提供ができるような、事前に、形になってございます。あと名簿の内容につきましては現在の要支援制度が詳細になっている状況でございまして、こちらに関しましては、旧支援名簿に詳細な個別行動計画も入っていますので、現在のはその辺は1枚にまとまっていますのでいいのかと判断してございます。

そして、あと難病患者等にかかわる情報提供を県に求めることができるという形になってございます。この辺に関しましては当然1町だけではなく、それを所管している警察と同じとおり1市5町での連携を図りながら、また足柄保健所と、また警察も含めて調整を図っていきたいと考えております。

現時点で、この辺の法改正によって要支援者に関する制度が今回、名称が「避難行動要支援者に係ること」に変更になったということで、町としては理解しております。以上でございます。

9 番 そうしますと、名簿は新たに、政令発行から1年以内につてことで、もう既に施行しなきゃいけないのかと思いますけども、避難行動要支援者名簿策定に着手するということでしょうか。

介護福祉課長 1年以内に施行されるということなんですが、先ほど申しましたとおり災害時要援護者支援者名簿、旧制度の台帳が現在それで運用してございます。内容的にも、また個別支援、その内容が記載するような状況になってございます。現時点ではその名簿を活用しつつ、手を挙げなかった方に関しましては新しい避難行動要支援名簿に記載して、二重管理になってはしまいますが、現時点ではそれを考えております。今後この辺を統一するかどうかに関しましては管理等を含めて今後どうするかはまた検討したいと考えております。以上です。

9 番 要するに要援護者はうまく活用して、要援護者を募集するときには、こういう福祉制度がありますけどもどうでしょうかということで募集して、お願いしますっていう人が名簿に上がってるわけです。今回の法改正では、そうじゃなくて、対象者全員に同意を求めろって言ってるので、対象者はまず町にどれだけいらっしゃるんでしょうか。大井町の要援護者の資料をこの前たまたまもらったら、対象者はここに書いてありますね。在宅の身体障害者1、2級、視覚1、2級、聴覚1、2級、知的障害者A1、A2、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、在宅要介護3から5の方、認知症高齢者、この他支援が必要と思われる方ということなんですけども、国としてはそういったことにこだわらず、これはもう要援護者の制度の対象ですけど、避難行動要支援者というのは、一人では逃げられそうにないって言う人、簡単に言うとそういうことだと思うんですよ。そうすると手を挙げてくださって言っても手を挙げない人もいるし、情報を知られたくないっていう方もいらっしゃると思います。そういった方の情報というのは町は把握できると思います。また県が把握している情報を、先ほど町長が言ったように県に問い合わせして、「大井町のそういった難病の方とかいらっしゃいますか」とか聞いてつくっていかないといけないと思うんですよ。これは早急にやらないと私はいけないといつも言っています。既に施行されているんでやったほうがいいと思いますけども、例えばこの中に具体的についていうと精神障害者の方は対象になってないんですけど、要援護者は。今後、町が避難行動要支援者名簿を策定するにあたってはそういった精神障害者の方も対象にするのかしないのかっていうことをしっかりと最初に決めてやらないと漏れる方も出てきますし、災害ですから起きないのが一番ですけど万が一何か起きたときにそういった対応をとらない町っていうよりも、ある意味、今の情報の考え方からすると非難の対象にもなってしまう可能性もあります。行政はやることをしっかりとやらないといけないと思いますので、その辺、例えば具体的にいうと精神障害者は今後どうするのか、決めてなければいいんですけども、ぜひ私はそういう方も入れるようにしたほうがいいのかと思いますけど、いかがでしょうか。

介護福祉課長 小田議員さんから今、精神障害者も含めたほうがよろしいのではないかとということで、その見解を求められましたが、国のガイドライン、指針を拝見しますと、小田議員さんがおっしゃるとおり精神障害者、保健福祉手帳1、2級を所有する者で単身世帯の者、これはあくまでも例ということで例示してございます。じゃ、その精神障害はどうかということに関しましては、現在町では精神障害については該当してございません。そ

の辺、救助が必要、支援が必要であるということであれば、その他の支援が必要と思われる中に該当するということで、その辺も対象とするほうがよいのか検討していきたいと考えております。もし対象となれば当然その辺のデータ等は県に照会する等、その辺で作成に努めていきたいと考えております。以上です。

- 9 番 その内閣府の指針とやらに、要支援者名簿から漏れた方でも本人がその後こういう制度があるんだってことに気がついて、簡単に言うとお願ひしますと来たときには柔軟に対応しなけりゃいけないと中にちょろっと書いてあったんで、当町ではそういうことはやっていませんという冷たい返事はしないでくださいってということで、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

事情を言っていいかどうか分かりませんが、本当に先ほどペットの話もありましたけど、災害時というのはいろんな問題が起きるんで、特に障害のある方、私の長男は目が見えませんが、逃げろって言われても逃げられない。家族がいれば何とかできますけど、たまたま一人しかいないってときにはこういった制度をしっかりとつくっていくことによって、万が一のときには近所の人なり隣のおじさん、おばさんが知っていれば助けに来てくれるし、避難所に行っちゃって、みんな避難所に行ってるのに在宅でずっとどこにも行けない状態っていうのは、これは起きなきゃわからないことですが、そういった可能性が十分にあります。

そこで思いついて言っちゃなんですけど、避難所に行く人、それから連れてってもらえる人、それとたまたま残っちゃった人、障害のある方で、対象者で、そういう場合名簿があれば当然誰かいないよってということがわかるんですけど、仮になかったとしても在宅にいる人に対して、在宅避難者っていう人に対して、今、町の災害対策の決まりでは、特別そういった在宅にいる障害で逃げられそうもないってことがわかった場合にどういう方法で救助にいくっていうのは、そういったシナリオというかマニュアルというのはあるんですか。

- 介護福祉課長 そのようなマニュアルがあるのかなのかという御質問ですが、現時点、在宅で一人残った方に関して名簿に登録していなかったと、そういった方に対してもマニュアルはあるかということ、現時点ではそのようなマニュアルは作成してございません。当然地域の民生委員さんがそのような状況も把握していると思います。その辺の町としても当然障害の方や、また高齢者のデータというのは持っておりますので、そこでのまたデータの統一もして、その人をどのように救助していくのか、避難協力していくのかということを民生委員含めて、また当然民生委員さんだけで

はなく自主防災の方で、また近隣の組内の方だとか近所、隣の方と、その辺はどのようにやっていくかは、また今後検討していきたいと考えております。以上です。

- 9 番 2 番目の被災地のと関連しますけど、避難行動要支援者の対応ということでお聞きいたします。先ほど町長の話もありましたけど、福祉避難所というのはつくるのは難しい点がありそうだってことで、私も本当にそう思いますけども、近隣では、つい1週間か2週間前に、南足柄市で高齢者福祉施設と一緒に提携を結んだっていうことが神静民報には出ておりました。大井町5町合同でもいいし、そういった意味で今後そういった福祉避難所をつくれることに対しての5町が難しいのはどういう点が難しいのか。もちろん相手がオーケーしてくれなきゃいけないでしょうし、受け入れたくても「施設が全部その辺にないよ」という状況が予測できます。また「スタッフがいません」という状況もあります。しかし何もそんな大きなところじゃなくても、小さな、例えばどこかちょっとした二、三〇人ぐらいの老人ホームでも1人なら2人ならっていうことで可能性はあるのかと思います。

また、何もそういった福祉施設じゃなくても学校のどこかに市町村専門に、いざというときにはそこに来てもらうっていうような形で整備することは、段取りとしてはやっておくことはできるのではないかと思いますけれど、この福祉避難所の設置、整備については現状ではどのように考えているか。

介護福祉課長 福祉避難所の設置ということで、こちらに関しましては厚生労働省が平成20年にガイドラインを作成してございます。対象者は高齢者や障害者、妊婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者としてございます。当然避難所、皆さんいろんな方がいらっしゃいますので、そういった方が福祉避難所での避難生活が必要ではないかというように考えられます。

この設置の要件といたしましては、施設自体の安全性が確保されていることです。それと施設内における要援護者の安全性が確保されていること、それと要援護者の避難スペースが確保されているということと、そのような条件がございます。

大井町にそのような施設、今対応できる施設があるかというふうな話になりますと、特別養護老人ホームとか、あとは地域密着型のグループホーム、そしてあとは医療機関、病床がある医療機関等が対象になるんです。まずそれは施設の話になります。あと先ほど小田議員さんがおっしゃいましたとおり、小学校での1室をスペースとして、そこをそのような要援

護を必要となる方のスペースとして確保して、そこを福祉避難所ということに位置づけての運用ということも考えます。

今後その辺の設置とか、また協定についてはまた防災安全室と連携を図りながら検討していきたいと考えています。以上です。

9 番 大変な作業になろうかと思えますけども、よろしく願いいたしたいと思えます。

それで関連しまして、先ほどお話ししました在宅者の安否確認ということで、今の町の地震災害対策計画の応急対策計画書ってコピーしてきたんですけど、要援護者マップを活用しながら、安否確認をしながら在宅の災害要援護者の安否確認をするんだっていうことが出ておりました。要援護者マップというものは、これは計画だからまだつくってなくても何とも申し上げられませんけども、つくる予定があるのか、どのようにつくろうとしているのか、予定がありましたらお聞きます。

介護福祉課長 先ほどの援護者マップということで、こちらは地域防災計画にも記述してございます。この要援護者のマップにつきましては、現時点で手を挙げて登録している方に紙ベースで色塗りして、いつでも災害時には配布できるようにコピーして台帳も管理してございます。当然8月にその辺を更新していますので、その更新とあわせてその方の住所の位置をマーカーで記述し、管理しているような状況でございます。以上です。

9 番 じゃ、その先ほど何名って言いましたっけ。208人分のマップがつくってあるということで理解してよろしいでしょうか。

介護福祉課長 はい、議員がおっしゃるとおり、台帳に、紙ベースの地図に208人分をマーカーで記述してございます。以上です。

9 番 そうしますとそれを例えば名簿を提供している、民生委員、自主防災組織、自治会長さん、民間というか消防とは別にして直接地域の人というと民生委員と自治会長さんには名簿提供していると聞いております。受け取っていますよって返事をもらっているんですけど、マップまで行っているんですか。

介護福祉課長 マップまで情報提供しているかと、自治会長さんに、ということで、マップに関してはまだ情報提供をしてございません。当然そのエリアが例えば最小限の地図の中で当然多数の自治会が含まれる場合がございます。そこの対象となる自治会だけに絞ってコピーして、またそれをお渡しするっていう作業がまず現時点では、関係ない自治会の方の地図も記載されて情報提供してしまいますので、その辺も含めて現在情報提供していないということで、この名簿に手を挙げた人に関しましては当然民生委員さんも御存じで、どこに住んでいる方だとかそういった方も把握

しております。そのような状況もありまして地図までは提供してございませんが、いざとなったとき民生委員さんだけでなく自治会長等もどこの場所だとかそういう把握も必要になるかもしれませんので、その辺に関しては今後検討していきたいと思います。以上です。

- 9 番 秘密というか情報管理が大変かと思います。そういった意味で今現在、要援護者支援制度の中で名簿を出しているっていうことなんですけども、先ほど申し上げましたけども、情報管理について自治会長さん、そして民生委員さんが持っている状況であります、万が一のときに果たして役に立つのか。もちろんこれは義務じゃないので、自分が被災して大変な思いしているのに助けに行かなかったからって責められても困る話で、行かれる範囲で行くっていうことです。そうしますと大勢の人が情報を知っていたほうがいいと思うんですよね。そうすると今度は情報管理はどうするんだっていう話になろうかと思います。

そこで、例えば私が思ったのは、地域の中でも民生委員じゃなくても自治会長じゃなくても、大変失礼かもしれませんがしっかりと人はいらっしゃると思うんです。口のかたい人。特にそういう人には、例えばちょっとしたサークルっていうかクラブみたいなものもつくって、にこにこパトロール隊もそうですね。そういったものでそういった支援するグループみたいなものをつくってもらって、10人か15人、で、そういう人たちにその情報をきちんと管理してもらおう。もしそれに入らなったら契約書じゃないけど同意書に一筆サインしてもらって、私は秘密情報を厳守しますと、守秘義務を守りますって。そういった方法でやったら、既成概念で物事を考えちゃいけないから、自分の思ったことを言わせてもらいますんで、もしヒントがあればやってもらいたいなと。そういった方法も、私は自分の性格からいって守秘義務を名前を聞かされると、これはもう死んでも言っちゃいけないことだなと思うんですけども、極端な話になりますんで。でもそういった方法を考えて、ここにこういう難病の人がいて一人じゃとても歩けないと、どうしても二、三人行って助けてやらないと絶対無理だよっていうことがわかればそういった方法も考えられるんですけど、希望を言っちゃって答える人が大変でしょうけど、そういう情報管理の仕方、例えば、管理してるのを何枚もコピーしてもいいから紙を買ってきなさいとか、あと研修をやるとか、その対象者に対して研修をやる。今回のこの名簿の持つ意味とかをちゃんと講習を受けてもらって、そういった意識づけをするようなことをやらないと、もらった自治会長さんは、俺自治会長やってる間だけ持ってるやいいんだっていうような状況だと、実行力の上がらないお仕着せの役割になっちゃうと思うんで

すけど、いい方法はないかと思うんですけど、しっかり皆さん考えてないんですか。

介護福祉課長 小田議員さんからその辺の情報を流しても大丈夫なような人も含めたその辺のサークル的なこと、その会をつくって民生委員さんや自治会長さんだけではなく、その方も含めた支援体制をつくったほうがいいのかというお話であります、国のガイドラインは、小田議員さんがおっしゃったとおり、その辺の施設した場所への管理保管を必ず指導することとか、あとコピーはしないようにすること、また個人情報が無用に共有、利用されないように指導することと、そのような措置例が記述してございます。

また、先ほど小田議員さんが申されました、そういった会をつくるというのも一つの案として、またそういった状況を一つの案として町としてもよりよい支援体制がつかれるようなことをまた検討していきたいと思います。以上です。

9 番 大体聞きたいことは終わっちゃったんですけども、まだ10分私の時間につき合ってもらいたいんですけど、忘れてた。先ほどこれを見ていましたら、災害時要援護者支援制度登録申請書で、これでお名前とか対象者とか近隣民生委員の名前とか、これで行くんですよね。この前気になったのは性別が書いてないなと思ったんですけども、名前と住所、どうってことはないんですけど、性別っていうのはこういうものには結構重要な、いざというときにはこれが名簿として上がっているんで大事なところだと思います。その辺もうちょっと、町は今回の一部改正を見ても、要件の中に性別も入ってましたんで、蛇足かもしれませんがお願いします。

それと、この中にあしがら安心キットのありなしが書いてあるんですけど、この普及率というのは、要するに万が一のときにはこのあしがらキットがあることによって結構役に立つ場合もあるんだろうと、私が一般質問で一番最初にやらせてもらって、松田町の方にも先に言われちゃったなんて言われたんですけど、この普及率と役に立つだろうと思われるこの辺の普及するあれがあるのか、また名簿をつくるにあたってそういうことをPRするのか、すみませんお聞きいたします。

介護福祉課長 あしがら安心キットの普及率という御質問でございますが、今数字は持っておりませんので、また後ほど、申し訳ございません。

それであしがら安心キットについてはその辺の利用法等をまた確認して、対象であれば、またその辺は普及を図っていきたいと考えております。以上です。

あと、性別につきましては、またこの申請書に項目を追加して対応して

いきたいと考えております。以上です。

- 9 番 先ほど町長の答弁にあったんですけども、町の防災総合訓練で、この災害要援護者の支援体制の訓練をしたかどうかという私の提案に対しましての答えですけども、知っている人が民生委員と自治会長だけだと訓練のしようのないことだと私は思っています。そういう意味で、訓練しないと本当に実行性が上がらないと思いますし意識づけもないので、笑い話で言ってしまったサークルじゃないけど、そういった会議をつくる、こういうことをすれば、少なくとも10人とか20人で、じゃ、こういうことをやって災害訓練をして、例えばあそこの人は歩けないから車椅子だ、誰かおぶっていかなきゃいけないとか、そういった具体的な訓練を、全部が全部やるとなるとこれは大変なことなんですけども、例えば私は金手にいるんですけど、金手の福祉で、もしやるんだったらぜひ町も応援するからその会をつくってやってくれよってことでやれば、それをきちんと実行できるような体制をとることについて、町民がそういうことを言ってきた場合ですよ、町としてはこの要援護者支援制度の中において、協力してくださいって言うことができるのか、いや秘密があるんだからやめてくださいって言うのか、その辺はきちんと決めておかないと、町民がやる気になってもできない状況では、できないならこういうわけでできません、法律があるからできませんっていうような、ちゃんとした説明をしないといけないと思うんです。その辺を、ガイドラインといたら何でも物事がすんでしまうんですけど、その辺をうまく考えられないのかと思うんです。例えば、福祉の会で10人ぐらいで、その辺のいろんなことを会議やっているんだとか、そういったことで福祉の会をうまくやっていこうよっていう話になったときに可能かどうか、対応はどうするのか、もしお答えできるんならお願いします。

介護福祉課長 例えば福祉の会でそういった訓練をやるのはどうかということで、当然この要援護者に関しましては、そういった支援が必要な方の避難をするということで、当然それを積極的に手を挙げてそのような会をつくって、そういうふうに対応していきたいということに関して、介護福祉課としてはその個人情報等守秘をしっかりと守っていただければ、その辺での地域支援者以外の方が避難に手助けをするということも、守秘義務を守っていただければ可能かと思えます。各自治会自治会でいろいろ各自治会さんで状況が多少違うかと思えます。その状況に応じて、一番大事なのは生命にかかわることなんで救助が優先だと。その辺を当然そういった方がやりたいということであれば、その辺の守秘義務、またマニュアルを検討して前向きに、そういった状況があれば検討していきたいと考えて

おります。

- 9 番 できたらそういった道を開いておくのも大事なことです。ましてや町長によると協働のまちづくりなので、至って、話がそれちゃって申しわけないんだけど、協働のまちづくりはまさにそういったことだろうと思うんです。そういった協働のまちづくりの一環とした中でもそういった組織を行政としてつくり上げていくんだ、それにはこうしよう、ああしようっていう提案をやっていくのは大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

万が一発災したとき、大地震なり大洪水なり災害が起きたときに障害者に対する連絡、せっかく名簿があっても連絡が行かないと、それと防災ですから防災担当がいますよね。情報のやり方っていうのはどのようなになっているのかと思ひまして。要するに両方、福祉の部分と防災の部分とが密になって連絡をやらないと変に情報が流れちゃったり、また福祉が正しい情報が流れないとか、避難するのかわからなくていいのか、避難所に行ってくださいとか、様子を見るためにまだ避難しないで家にいてくださいとか、そういった避難連携体制、その辺は今具体的に間違った情報が行かないようにするための連携体制、福祉の部分と防災の部分と、その辺は特に考えていますか。

防災安全室長 特に要援護者の情報伝達というふうなことでございますけれども、防災行政無線を初めあらゆる情報ツールを利用しながら情報の提供に努めているところでございますけれども、当然情報が伝わっていないというふうなところもございます。私どもも福祉の管理しております要援護者名簿というのは共有をしております。当然のことながら民生委員さんや自主防災の方が行けない場合も想定いたしまして、私どもで消防団であるとか消防署であるとか警察であるとかというふうな中で、災害発生時で行けないところについては、またそういった、訪問した中での対応をしていくというふうな形では確認はしてございます。以上です。

- 9 番 ぜひ誤報で災害者が困るとか混乱しないような形で対応していただければと思います。

それと話を戻しますけど、災害時要援護者のマップ作成について先ほどもう既に208人分はつくってあるということですが、避難行動要支援者に対してもつくるのか、つくる必要性を感じていないのか、どういう要件かをお聞かせください。

介護福祉課長 新しい制度の名簿に関する方のマップに落とすのかという御質問ですが、当然町としてはそのような方を把握していますので、把握しているだけでは業務は務まりません。どこの場所に住んでいるかということで、当

然今のマップに新たに手を挙げなかったという方に関しても対象者についてには落としていきたいと考えております。以上です。

- 9 番 余計なことかもしれませんが、その名簿やマップを作成するにあたって、ただではできないと思うんですけども、お金のことをおれが心配するとはねって言われるかもしれませんがけれども、私も聞きかじったけど、国庫補助事業である安心生活創造事業というのがあるらしいんですよね。ある行政体では、市ですけど、それを使って名簿とマップをつくったっていうことを聞いたっていうか読んだっていうか見たんですけど、それがどういう事業かって調べはしたんですけども、そういったことを利用してやるのも町の財政を少しでも和らげる意味でどうかと、ほんの思いつきで言うんですけど、いかがでしょうかね。

介護福祉課長 当然予算が絡む話になりますので、必要であればその辺も検討していきたいと考えております。以上でございます。